## 匝瑳市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月6日(月)午後3時から午後4時10分まで
- 2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール
- 3 出席委員
  - (1) 農業委員(15名)

1番	椎	名		弘	委員	3番	伊	藤	明	美	委員
4番	戸	村	光	男	委員	5番	塚	本	_	治	委員
6番	加	瀬	安	男	委員	7番	大	木	正	俊	委員
8番	土	屋	玲	子	委員	9番	佐	藤		和	委員
11番	玉	澤	幸	雄	委員	12番	髙	묘	文	敬	委員
13番	鈴	木		茂	委員	14番	布	施	陽	子	委員
15番	佐	藤	郁太郎		委員	16番	布	施	行	雄	委員
17番	小	林	須	丰子	委員						

(2) 農地利用最適化推進委員(10名)

19番	太	田	孝	夫	委員	20番	小	林	重	紀	委員
21番	椎	名	正	和	委員	22番	亚	Щ	敏	之	委員
23番	宇	野	恵三	三郎	委員	24番	金	城	ハブ	レ子	委員
25番	土	屋		功	委員	26番	関	口	孝	男	委員
27番	寺	本	利	幸	委員	29番	秋	Щ	菊	次	委員

- 4 欠席委員
  - (1) 農業委員(2名)

2番 滝 田 博 司 委員 10番 石 橋 慎 司 委員

(2) 農地利用最適化推進委員(2名)

18番 林 博 之 委員 28番 江波戸 和 男 委員

- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第1号 令和3年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊) 議案第2号 令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定に ついて (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る 意見決定について 1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に

ついて 1件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について

(2)利用権の中途解約に係る通知について

2件 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)事務局員3名

(市産業振興課) 職員3名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から令和3年9月農業委員会定例総会を開会いたします。

布施会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心 より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることと なっておりますので、以降の議事進行は布施会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて 御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、5番塚本一治委員、6番加瀬安男委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

- 議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和3年度第4次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る9月2日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。
- 17番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る9 月2日、午後1時50分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、 農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基

盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和3年8月27日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和3年度第4次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしくお願いします。

議長 農地銀行運営委員会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「令和3年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、質疑を 打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和3年度第4次農用地利用集積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

- 議長 賛成全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第2号「令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る9月2日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

- 17番 本件につきましては、去る9月2日、午後1時50分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和3年8月30日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしくお願いします。
- 議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、高 品文敬委員、寺本利幸委員、私が関係する事案が含まれておりますので、農 業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当 該事案の審議開始から終了まで退席し、関係事案終了後に入室・着席いたし ます。

最初に、番号1番から4番までについて、審議・採決いたします。髙品文 敬委員、寺本利幸委員は、退席をお願いします。

(髙品文敬委員、寺本利幸委員 退席)

- 議長 髙品文敬委員、寺本利幸委員が退席しましたので、番号1番から4番まで について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第2号の番号1番から4番までについて、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番から4番までの 内容を説明】

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に 関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番から4番までについて、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号1番から4番までについて、採 決に入ります。

> 議案第2号の番号1番から4番までについて、原案のとおり決することに 賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

(髙品文敬委員、寺本利幸委員 着席)

議長 髙品文敬委員、寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号 「令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題 といたします。次に、番号8番と9番について、審議・採決いたします。

> 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、 議長を鈴木職務代理に交代いたします

(布施会長から鈴木職務代理へ 議長交代)

議長 それでは、番号8番と9番について、審議・採決いたします。布施行雄委員は、退席をお願いします。

(布施行雄委員 退席)

- 議長 布施行雄委員が退席しましたので、番号8番と9番について、事務局より 説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第2号の番号8番と9番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号8番と9番の内容を 説明】

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に 関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。 これに質疑、御意見はございませんか。 (質問、意見なし)

議長 議案第2号「令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号8番と9番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号8番と9番について、採決に入ります。

議案第2号の番号8番と9番について、原案のとおり決することに賛成の 委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。

(布施行雄委員 着席)

議長を交代いたします。

(鈴木職務代理から布施会長へ 議長交代)

議長 引き続き、議案第2号「令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。番号1番から4番までと8番、9番を除いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番から4番までと8番、9番を除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進 に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番から4番までと8番、9番を除き、質疑を打ち切ることに 御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号について、番号1番から4番までと8番、9番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号1番から4番までと8番、9番を除き、原案の とおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。 よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番及び3番から6番までは、 所有権移転に関する件であります。番号2番は、利用権設定に関する件であ ります。

【議案第3号、番号1番から6番までについて議案書を基に朗読】

番号1番から6番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

- 議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。
- 17番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。
- 3番 番号2番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。
- 8番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。
- 6番 番号4番と5番の譲受人は同一です。意欲的に営農しており、問題ないと 思われます。

番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。 議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め ます。

(举手全員)

- 議長 賛成全員であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請 に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお 願いします。
- 事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、譲受人は、申請地に鉄骨造2階建て工場として計画しておりましたが、製品置場のスペースを増やす必要が生じたため、2階建てから3階建てに、建築面積を895.32㎡から973.51㎡に変更して計画するものです。転用目的は問題ないと考えます。

- 議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。
- 3番 番号1番について、譲受人は、金属プレス加工業を主とする会社で、製品 や梱包置場用の工場建築のため、令和2年に転用許可を受けています。その 後のコロナ禍等社会情勢の変化や、今後の製品需要の増加を踏まえ、計画を

変更するもので、問題ないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る 意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の 計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

- 議長 賛成全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

【議案第5号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑496㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

- 議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。
- 8番 番号1番について、譲受人は、両親と長男で生活しておりますが、近々次 男が帰ってくる予定で手狭になるため、申請地に住宅を建築しようとするも のです。第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的 に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。
- 議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、 質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第5号について、採決に入ります。 議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め ます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件、利用権の中途解約に係る 通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和3年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和3年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定に

ついて (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る 意見決定について 1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に

ついて 1件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和3年9月6日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。